

プラットフォームサービスに関する研究会（第1回）

1 日時 平成30年10月18日（木）8:30～10:00

2 場所 総務省第一会議室（10階）

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、新保座長代理、生貝構成員、大谷構成員、木村構成員、崎村構成員、寺田構成員、松村構成員、宮内構成員、森構成員、山口構成員

（2）総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹内サイバーセキュリティ統括官、秋本電気通信事業部長、泉国際戦略審議官、竹村総合通信基盤局総務課長、山碕事業政策課長、中溝消費者行政第二課長、赤阪サイバーセキュリティ統括官室参事官、山路データ通信課長、大内事業政策課調査官、岡本消費者行政第二課企画官

（3）オブザーバー

三原個人情報保護委員会参事官

4 議事

（1）プラットフォームサービスを巡る現状と課題

（2）意見交換

（3）その他

【岡本消費者行政第二課企画官】 本日は、皆様お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、「プラットフォームサービスに関する研究会」第1回会合を開催させていただきます。

それでは、研究会の開催に当たりまして、谷脇総合通信基盤局長、竹内サイバーセキュリティ統括官よりご挨拶申し上げます。

【谷脇総合通信基盤局長】 皆様、おはようございます。プラットフォームサービスに関する研究会の第1回の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

構成員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、また朝早い時間から、本研究会にご出席をいただきましてありがとうございます。

近年、検索サービスやSNSなどの多様なサービスが、いわゆるGAF Aと呼ばれるプラットフォーム事業者によりまして、グローバルに展開をされているのはご案内のとおりでございます。こうした事業者は、コンテンツのみならず通信ネットワーク、あるいは端末などの他のレイヤにも進出をしまして、レイヤを超えてサービスを一体的に提供するに至っております、その存在感を急速に高めているところでございます。こうしたサービスは、今後さらに我々の生活に密接に関連するようになると見込まれる一方で、利用者より収集された位置情報、過去の履歴などの様々な情報がサービスに利用されていることもまた事実でございます。一部の諸外国におきましては、こうした利用者のプライバシーについて保護を拡充する動きがある中、我が国におきまして、利用者情報の適切な取扱いをどのように考えるのか、こうした問題意識のもと、本研究会を立ち上げさせていただいたところでございます。

この研究会は、情報通信審議会におけます電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証の一環として開催することとし、まずは来年夏ごろの中間答申に向けまして、皆様の積極的なご議論とご協力をお願いできればと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【竹内サイバーセキュリティ統括官】 続いて、サイバーセキュリティ統括官の竹内でございます。朝早い時間からまことにありがとうございます。

近年、IoTをはじめとして様々なネット利用がますます広がっておりますけれども、これを一層円滑に広げていくためには、何といたってもネット利用の安全性、信頼性が大変重要になってまいります。電子署名、利用者認証、あるいはタイムスタンプ、さまざまなシステムの利用が広がっておりますけれども、これをより信頼して使える環境をつくっていくことが重要になってまいります。この点、欧州におきましては、委員会における包括的なルールとしてeIDAS規則が既に採択され、2014年から既に発効しているところでございます。ネット利用は国境を越えます。こういった地域とのグローバルなシステムの相互運用性、あるいはビジネスの広がり、こういったものを円滑に私どもとしても進めていくためには、トラストサービス全般について、我が国としての在り方について、包括的な検討をしていくことが重要と考えておりまして、この研究会におきまして、そういった点についてご議論を賜ればと考えております。

皆様の闊達なご議論を賜れば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

【岡本消費者行政第二課企画官】 会議冒頭、カメラ撮りの報道関係者が退出いたしますので、しばらくお待ちください。

(マスコミ退室)

【岡本消費者行政第二課企画官】 本研究会の開催要項については、資料1のとおり配付しておりますので、ご確認ください。

本研究会の座長については、東京大学大学院の宍戸教授に、座長代理につきましては慶應義塾大学の新保教授にお願いをしております。

それでは、宍戸座長、進行をお願いいたします。

【宍戸座長】 座長を仰せつかりました宍戸でございます。皆様、おはようございます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。本研究会で審議することとなりますプラットフォームサービスに関する課題への対応は、先ほどご紹介いただきましたとおり、本年8月、情報通信審議会に諮問された電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証における課題の1つとなっているところでございます。

本日は初回でございますので、まずは事務局から、プラットフォームサービスを巡る現状と課題とあわせて、当研究会の検討アジェンダ（案）についてご説明いたします。なお、検討アジェンダ（案）については、広く多様な意見を把握して、本研究会の検討をするため、提案募集を行ってはどうかというように考えております。

また本日は、生員構成員から、EUにおけるプライバシー保護の検討状況についてもご発表をいただきまして、その後、各構成員の方から順にご発言をいただきたいと思っております。

それでは、まず現状と課題、それからアジェンダ（案）について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

【岡本消費者行政第二課企画官】 最初に、参考資料をご覧ください。2枚物になっているものでございます。1ページ目でございますけれども、本研究会は、本年8月に情報通信審議会に、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証として諮問いたしまして、答申を希望する事項の4つ目に該当するものを受けて開催するものでございます。

2ページ目でございますが、赤枠で囲まれているところ、右下でございますが、そこに位置づけられているものとなります。

続きまして、資料2-1及び2-2に沿ってご説明申し上げます。資料2-1は、2-

2をご確認いただく際の参考資料となるものでございます。

資料2-2、プラットフォームサービスに関する研究会の検討アジェンダ（案）についてです。この資料は、全体構成といたしましては、最初に背景、第1としてメインパートとなりますけれども、利用者情報に関する取扱い。第2として、トラストサービス等の在り方。第3として、その他としております。順を追ってご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。検討を行う背景について記載をしております。1ポツ目でございますが、データ主導社会の実現が志向されている中で、大量のデータが流通していることを指摘しております。

あわせて資料2-1、1ページ目もご覧ください。我が国におけるトラフィックは、固定通信、移動体通信ともに近年急激に増大しております。また、世界のトラフィック別の状況では、足元から2020年にかけて増加が予想されており、セグメント別ではコンシューマーが全体の約8割を占めていることが見てとれます。

資料2-2にお戻りください。2ポツ目です。さまざまなプラットフォームサービスが提供される一方で、その利用者数の飛躍的増大に伴い、プラットフォームサービスが展開する事業者が大量の利用者情報を収集・蓄積し、これを活用している現状があることを指摘しています。

3ポツ目、EUでGDPRが施行されていること。

4ポツ目、同じくEUで、通信分野でのプライバシー保護を拡充するため、通信の秘密等の適用対象を、従来の通信サービスを提供する事業者に加えまして、ウェブメールやSNSなどのOTTの通信サービスに適用を拡大するeプライバシー規則（案）の策定作業が進められていること。

5ポツ目、同じくEUで、eIDを用いる電子認証や電子署名を含むトラストサービス普及のための環境整備を図るeIDAS規則が定められていること。

2ページ目に移りまして1ポツ目、同じくEUで、オンライン上のフェイクニュースや偽情報対策について取り組みがなされていることを指摘しております。

他方、2ポツ目で、我が国の電気通信事業法における規律や、電気通信事業者が遵守すべき個人情報の取り扱いについて示しております、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインについて紹介しておりますが、国際的な制度とも調和しながら、プラットフォームサービスに係る利用者のプライバシー保護、これには通信の秘密を含みますけれども、これについて議論する必要があるとしております。

3 ポツ目、我が国のトラストサービスの在り方についての議論を必要としております。

最後に、データ主導社会への移行を見据え、電気通信事業を取り巻くプライバシー保護（通信の秘密の保護を含む）やトラストサービス・オンラインニュース配信事業などに関し、今後の市場動向や諸外国のプラットフォームサービスに係る政策動向を踏まえ、現状の課題・論点を抽出し、これらへの対応のあり方を検討することについてどう考えるかとしております。

3 ページ目でございます。検討対象とするプラットフォームサービスの範囲の捉え方について、まずプラットフォーム事業者の台頭ということで記載をしております。既存のバリューチェーン構造からバリューチェーンを構成する各要素の分離が進み、業種の垣根を超えた連携や統合が進展する等の構造変化が生じているとしております。

資料2-1の2ページをご覧ください。絵にあるようなバリューチェーンを構成する各要素の分離が進んでおりまして、業種の垣根を超えた連携や統合が業種内、または業種にまたがったレイヤで進んでいることを示したものとなっております。

資料2-2、3 ページ目にお戻りください。そのような状況下で、差し当たりプラットフォーム事業者を、業種横断的なプラットフォーム領域を形成し、アプリケーション等のさまざまなサービスを提供するサプライヤー及びそれに伴い、さまざまな選択肢を享受できる利用者、その双方が利用する基盤を提供する事業者というふうに定性的に記載をしております。そして、その業態は多様で、水平統合、垂直統合もしくは垂直分離、またはそれらの混合形態となっていることを示し、電気通信事業として整理できる場合や、電気通信事業として整理ができないものの、外形的には電気通信役務に類似したサービスを提供している場合、またはそれらの混合形態の場合があることを記載しております。

資料2-1の3ページをご覧ください。プラットフォームについて、これまでの定義を整理したものです。

続いて4ページをご覧ください。B to B to C市場におけるプラットフォームサービスの状況ですが、B to B to Cというものは、広告事業者が入ることを想定して、サプライヤーであるB、それから利用者たるC以外にもう一つBが入っていることによるものです。ごらんのとおり、米国勢が上位を占め、売上高も足元にかけて急増していることが伺えます。

続いて5ページをご覧ください。世界の時価総額で見ましても、米国のグローバルプラットフォームがトップ10にランクインをしています。約10年前と比較しても顕著な伸

びを示しているというところです。

続いて6ページをご覧ください。OECDが、インターネット市場におけるプレイヤーの推移をまとめたものでありますけれども、時価総額ベースで95年当時と同様に、2017年も主要プレイヤーとして存在しているのがアップルのみとなっております。そして、2017年ではプラットフォームが上位を占めていることとなります。OECDでもプラットフォームについて、定量的に捕捉することがなかなか困難であると評価しておりまして、定量的に挙げられるものとして、例えば2017年にはGoogle.comを約60億人/月、Facebook.comを約20億人/月が利用ということが示されております。

続いて7ページをご覧ください。プラットフォーム事業で大きく関連するクラウド市場についてですが、アマゾン、マイクロソフト、IBM、グーグルで約6割を占めていることがわかります。

続いて8ページ上部をご覧ください。プラットフォームが通信ネットワークとコンテンツ・アプリケーションとの間をつなぐ共通的な機能を有するため、各レイヤの分離が促され、垂直統合する場合と比較して、多様なアプリケーション・サービスを機動的に提供できることとなっていることを示した絵です。従前からの垂直統合の業態も考えられますが、プラットフォームの文脈では、むしろ垂直分離が伺えることを示唆しております。

資料2-2、3ページ目にお戻りください。プラットフォームサービスの分析について、簡便のため4つのレイヤで分析することを記載し、プラットフォーム事業者が自ら電気通信回線設備を保有することにより、プラットフォームレイヤのドミナント性がネットワークレイヤに与える影響を考慮すること。また、逆に通信ネットワークの独占性・寡占性をてこに、プラットフォームやコンテンツ・アプリケーションレイヤに支配力を行使する影響を考慮することも記載しております。

資料2-1の9ページをご覧ください。レイヤ構造についてまとめたものとなります。プラットフォームレイヤが隣接レイヤに提携、進出する様子を描いております。

続いて10ページをご覧ください。第1回の特別委員会でも配付されたものでございますが、2030年までに想定される変化シナリオに立脚するものですが、スライミング技術を活用して、プラットフォームがネットワークに影響を及ぼしていく一例として参考まで添付したものといたします。

資料2-2、4ページ目にお戻りください。検討事項といたしまして、プラットフォーム事業者が各レイヤにまたがってサービスを提供している現状について把握し、提供して

いる電気通信役務を含むプラットフォームサービスや電気通信役務に類似したサービスを分析の射程とし、電気通信事業者が提供するサービスとの比較において、これらサービスに課されるべき規律等を検討することについてどう考えるか。またその際、どのような点に留意して検討することが必要かとしております。

その下に、その他としてバスケット項目も入れております。以下同様に、各項目の下にバスケット項目を入れております。

続きまして、1枚おめくりいただき、6ページをご覧ください。利用者情報の分類及び比較として、まず電気通信事業者が取り扱う利用者情報について、通信の秘密、プライバシー保護の観点から記載しております。他方、現行電気通信事業法の規律が及ばない国外のプラットフォーム事業者や、国内事業者であっても一部の規律の適用が除外される、それは電気通信事業法第3条及び第4条が適用されるプラットフォーム事業者がプラットフォームサービスの一部として電気通信役務、または電気通信役務に類似したサービスを提供し、さらにそれらサービスを提供する過程で収集・蓄積した大量の利用者情報の規律の在り方についても検討を要するとしております。

資料2-1、11ページをご覧ください。課題を絵で示したものとなりますが、今見ております利用者情報の収集・利用が課題の①、他の課題といたしまして、法のイコールフットリング、トラストサービスの在り方を挙げております。

12ページをご覧ください。プラットフォームが収集・利用した情報が、利用者側でどのように使用されているかを十分に把握できない点と、プラットフォームサービスが無料のサービスと有料の広告配信を組み合わせ提供していることが多いことも背景と考えられますが、広告費が増大している点を示しております。

13ページをご覧ください。インターネット広告が他のどのような媒体と比較して増加しているかを示したものとなります。

14ページ、15ページ、その後ですけれども、通信の秘密について、考え方を整理したものとなります。

16ページをご覧ください。プライバシー保護につきましては、判例が基となることから、それを整理したものとなっております。

17ページをご覧ください。電気通信事業法の適用について、頭出しをさせていただいております。絵のような対応関係になっております。プラットフォーム事業者につきまして、関係するものとして登録、届け出を要しない電気通信事業、グリーンでちょっと薄く

なっているところですが、そこに矢印が向かっている、他人の通信を媒介せず、かつ電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する場合、これがありまして、これについては検閲の禁止、通信の秘密に係る規律が適用されることとなります。

18ページをご覧ください。こちらのほうも参考として同様に、それぞれのカテゴリーに該当するサービスを、ねずみ色の吹き出しで記載をしているものとなります。

19ページをご覧ください。左の絵ですが、プラットフォーム事業者の提供するサービスを、仮に上の四角に入っている①から⑤でございしますが、これにカテゴリー分けをした場合に、いずれにしても検閲の禁止、通信の秘密に係る規律が適用され得ることを示しております。右の絵は、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの適用について記載をしております。このガイドラインでは、新たに電気通信サービスとの概念を設けておりますが、それに含まれる電気通信役務に付随するサービスについて説明をしているものとなります。

資料の2-2、6ページにお戻りください。検討事項といたしまして、電気通信事業者またはプラットフォーム事業者が、①電気通信役務（電気通信役務に類似するサービスを含む）の提供において取得・保存する情報、②電気通信役務に付随するサービスの提供において取得・保存する情報、③電気通信役務及び電気通信役務に付随するサービスと無関係なものに起因して取得・保存する情報に分類し、現行法もしくはガイドラインの適用があるもの、または現行法もしくはガイドラインの適用のないものを比較しながら、通信の秘密・プライバシーの保護の在り方を検討することについてどう考えるかとしております。

7ページをご覧ください。利用者情報の保護の対象範囲等についてです。プラットフォームのネットワーク効果や両面市場のモデルが適用されることによりまして、利用者情報を収集・蓄積するインセンティブが働くことから、これらを踏まえまして検討事項としては保護対象とすべき利用者情報の範囲の捉え方や、ユーザーの受任限度等の観点から見たプライバシー保護の在り方を検討することについてどう考えるか。特に電気通信事業者が保有する利用者情報と比較して、異なる扱いを検討することについてどう考えるかとしております。

資料2-1、20ページ下段をご覧ください。B to B to Cの場合、ネットワーク効果が大きいことを示しております。

次の21ページでは、プラットフォームではユーザー間の直接的又はコンテンツとユーザー間の間接的、それぞれネットワーク効果が働くことや、スイッチングコストが高く、

ロックイン効果があるものもある旨指摘しております。

資料2-2、8ページにお戻りください。国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和として、GDPR、eプライバシー規則（案）、カリフォルニア州のプライバシー保護法の現況を示しつつ、検討事項として国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和をどのように捉え、対応することが適切かとしております。

資料2-1、22及び23ページは、日米欧3極の規律比較をしたものとなります。ヨーロッパのほうは、日本の電気通信事業法における電気通信設備に着目した規律とは異なるものとなっております。

資料2-2、10ページをご覧ください。電気通信事業者に対する現行のルールとして、電気通信事業法における利用者利益に係る一連の規定に言及し、また個人情報保護法により、電気通信業について総務大臣に報告徴収、立入検査を行う権限が委任されていることを記載しております。また、プラットフォーム事業者に対する現行のルールとして、電気通信設備を国外のみに設置するものであって、日本国内に拠点を置かないものについては、電気通信事業法の規律は及ばず、現状では個人情報保護法で規定する域外適用、外国当局との執行協力の規定があるのみであることを記載しております。

資料2-1、24ページですけれども、法の域外適用の一般的な考え方を示しております。

25ページですけれども、電気通信事業法の適用の考え方として、2ポツ目ですけれども、国外に電気通信設備を設置していたとしても、国外に拠点を置いて当該電気通信設備を支配・管理している場合には、電気通信事業法の規律が及ぶことなどを記載しております。

資料2-2、11ページにお戻りください。検討事項として、プラットフォーム事業者等がサービスを提供する場合には、現行の電気通信事業法の規律が適用されないことにより、そのプラットフォーム事業者と同等のサービスを規律する電気通信事業者との間で運用・執行に差異が生ずることについてどう考えるかとしております。

また、国際協調の在り方に係る検討事項として、国際的な潮流の中で、プライバシー保護の体制が整備され、保護内容が拡充される中で、オンライン上のデータ活用・流通の促進とプライバシー保護の両立を図る観点から、我が国としてどのような対応を図ることが適切かと記載しております。

以上、利用者情報に関する取扱いについてでした。

続いて、12ページでございます。トラストサービス等の在り方についてです。大きく2つ記載しておりまして、1つはID連携・データ共有・活用の促進について、ID連携に伴い、行動履歴等のパーソナルデータも連携等されまして、プラットフォーム事業者の競争力はさらに強化されている面があることから、検討事項としては、我が国の通信事業者を含めた多様な事業者によるID連携・データ共有・活用促進するための環境を整備することで、利便性の向上、信頼性の確保と競争力の強化を実現する必要性についてどう考えるかとしております。

もう一つはトラストサービスの在り方についてでして、実空間での様々な活動がサイバースペースに置き替わる中で、その有効性を担保するためには、サイバースペースの安全性や信頼性の確保がますます重要であるということに鑑みまして、検討事項といたしましては、我が国のトラストサービスの在り方について、EUにおけるeIDAS規則の制定等の動きもある中、国際的なサービスの進展を視野に入れた相互運用性の確保の観点から、検討を行う必要性についてどう考えるかとしております。

また、後者のほうでございますが、5つに分けて詳細化しておりまして、(1)我が国の電子署名法においては規定されていない電子証明書による利用者認証に関する規律を検討することについて。(2)タイムスタンプに関して、現状我が国では、民間認定制度のもとで一定の利用が進んでいるところ、法制化を検討することについて。(3)法人に関する認証について、eIDAS規則においては法人に対する認証(eシール)が規定されていることも踏まえ、国際的な相互運用性等の観点から考慮すべき事項について。(4)サーバ証明書に関して、我が国においてもサーバ証明書に係る制度化を検討することについて。(5)モノの認証やネットワーク情報を流れるデータの完全性を確保するために考慮すべき事項について、それぞれどう考えるかを記載しております。

これらに関してまとめたものは、資料2-1、26ページでご確認ください。

資料2-2、13ページに戻っていただきまして、最後にその他として、プラットフォームサービスにおける利用者利益の保護という観点から、その他検討事項としてどのようなものが考えられるか。例えば、オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応について検討することは適切かと記載しております。

資料2-1の27ページをご覧ください。最後のページでございますが、EUでは、偽情報への対応のためのプラットフォーム事業者の行動規範を策定し、効果測定をするとのアプローチがとられております。

ご説明は以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、資料3ですけれども、EU電子通信プライバシー規則（案）と関連する法政策の状況につきまして、生貝構成員のほうからご発表をお願いいたします。

【生貝構成員】 生貝でございます。私のほうから、本日こちらの事務局様のご説明でも言及されました、EUの電子通信プライバシー指令及びそれに関連する法政策の状況について、前者を中心に、後者を若干のお時間をいただいて補足的にお話しさせていただければというふうに存じます。

資料3、1ページめくりまして、2ページをご覧ください。電子通信プライバシー指令というふうにこちらの資料では呼んでおりますけれども、2017年1月に、既に現行のデータ保護指令とはまた別に、電子通信分野のプライバシー保護のルールを定めるために、2002/58/ECという電子通信プライバシー指令、2009年に大幅に改正されておりますけれども、それが存在しておりました。それを置き替える形で欧州委員会が提案して、現在審議が進められている規則という形になります。

これに関しましては、ご承知のとおり、今回GDPRのご説明につきましては前提として特に詳しく触れることはいたしません、5月25日に適用が開始されましたGDPRの特別法（lex specialis）という位置づけを持ちまして、電子通信分野のデータの保護を具体化、補完するという位置づけにあるものでございます。そして、こちらにつきましては、日本の通信の秘密の保護というところと極めて密接に関わるところでございますので、保護対象は個人データというものには全く限定されず、法人による通信の保護というところも含めて、通信データの保護というものを全体として規律するといったようなところになっております。

下に簡単にこれまでの経緯を表しておりますが、当初案が公表されてから、29条作業部会の意見、そして10月には欧州議会の委員会でもって修正の採択がなされまして、それと並行して閣僚理事会で、かなりこちらは込み入った議論が行われておまして、2018年9月までに5度ほど修正版が公開されているところではあるのですけれども、まだ最終的な採択といったものは、時期というもの、少し不透明な状況かという理解でございます。

そういった中で、現在さまざまな規定ぶりは動いているところはあるのですけれども、

特に注記のない限り、本報告では委員会当初案のほうを直接は参照させていただきまして、その後、それに関連して生じた動きや論点等についてご紹介させていただくという流れをとっております。

次の3ページ目をご覧くださいまして、電子通信プライバシー規則（案）、これがどういうものかということをご覧くださいいただくために、こちらの当初案から目次を拾ってきているところがございます。

最初に一般条項として、目的、実体的範囲、領域範囲、そして定義。そして2章、ここが電子通信のプライバシーの保護という意味では中心になりまして、法人・個人のコミュニケーションと、彼らの端末に保存された情報の保護という構成をとっているところがございます。5、6、7条がまさに電子通信データ、この後ご説明する通信コンテンツ、メタデータの保護及び消去というところに関連する。そして8条、これはエンドユーザーの端末に保存される及び関連する情報、いわゆるクッキーに対する規律の在り方といったところを含めて、端末情報の保護というものを規定しているところがございます。

そして、3章は今回は飛ばしまして、4章以降が独立した監督機関、エンフォースメントですとか、様々な関連規定が置かれているといった構造になっているところがございます。

次のページをおめぐりいただきまして、4ページでございます。重要なところについてはこの後少しご説明するところがございますけれども、簡単に主な内容を取り上げさせていただきますと、まず1つ、適用対象というところで、今回の規則（案）の中心的な目的としては、やはり伝統的なテレコムサービスが提供してきた通信サービスといったようなものと、機能的に同等なサービス。それはまさしく、例えばVoIPでございますとか、あるいはメッセージャー、あるいはクラウドメール等々含めまして、それらの利用の率というものがこれまで以上に高まり、そしておそらく全面的にそれに移行していくであろうといったようなことがある中で、それに伝統的テレコムサービスと同レベルの通信の秘密、向こうではconfidentiality of communicationという表現をいたしますけれども、保護義務をかけたりする。また、これは規定ぶりがいろいろ動きがあるところがございますけれども、machine-to-machine (M2M) の通信にどのような保護を与えるかといったところも、大きな論点になっているところがございます。

そして、地理的範囲。これに関しましては、まさに先ほど挙げられた論点の中でも、外国に設置される事業者といったようなところに関しまして、欧州委員会としても同じ問題

意識を持っておりまして、EU域内に所在するエンドユーザーを対象にサービスを提供したり、彼らの端末の情報を扱う場合であれば、EU域内に設置された事業者であるかというところに関わらず適用するという。そして、域外企業の場合は、域内に代表者を設置する義務、representativeを置く義務。全体としてGDPRと同じ域外適用の規定が踏襲する形でございますけれども、ただし、当該業務が不定期（occasional）であり、基本権へのリスクが低い場合は除外するといったような例外の規定というものも、明確に置かれているところでございます。

そして、この後詳しくご説明いたしますが、次のところで、電子通信データは原則として秘密とし、本規則により許容される場合のみ処理可能であるということ。

そして7条、原則的に受信後、あるいは通信伝達に不要になった場合には消去・匿名化しなければならない。

そして、端末保存・関連情報の利用というふうなところでは、これはもともとの電子通信プライバシー指令、現行の指令と同様に、当事者の同意が原則として必要なところでございますけれども、今回の変化として、ブラウザ設定による同意を可能とするという新しい規定が置かれることで、同意のシンプリフィケーションを図っているところもでございます。

さらにエンフォースメントに関しましては、全体としてGDPRと一体で運用されることを前提とした規則（案）というところでございますので、執行はGDPRとあわせて、各国のデータ保護当局が担うということ。それから、制裁金もGDPRとあわせまして、売上高の4%か2,000万ユーロを上限としたもの、あるいは2%、1,000万ユーロというような形で、既存の指令と比べましても、相当程度エンフォースメントの強化が図られるということでございます。

5ページ目にいただきまして、主な定義というところを簡単にご覧いただきます。定義に関しましては、個人データでございますとか、あるいは同意というところが後でも出てまいりますけれども、GDPRに従うということ。それから、法令の中での様々な形になってまいります電子通信ネットワーク、サービス、そして個人間通信サービス等々に関しましては、現在、デジタル単一市場という大きな規制改革の枠組みの中で進められているさまざまな通信関連の指令を一本化する、欧州電子通信コード指令というものの検討が進められておりまして、そこに従った定義が行われているということ。

そして、terminal equipment、端末機器というところに関しましては、2008/63

／ECで定義をされている。そして、電子通信データに関しましては、コンテンツとメタデータを両方合わせたもの。そして、電子通信コンテンツに関しましては、して通じて交換されるテキスト、音声、動画、画像、サウンド等のコンテンツ。そして、メタデータに関しましては、電子通信コンテンツを送信、配布、交換するためにサービスにより処理されるデータということで、まさにこれも日本でも議論されているイメージと相当程度同じところがございますけれども、電子通信サービスの提供時に生成される位置データや日付・時間・期間・種類等々含めた、コンテンツそのものではないデータというふうに一応定義されているところでございます。

そして、駆け足でございますが、次の6ページにお願いいたしまして、こちらはご参考までに、電子通信サービスがどのように定義されているかということについてです。定義ぶりは複雑でございますので、少し後で詳しいところをご覧いただければと思いますけれども、上でございますとおり、まさに個人間通信サービスを対象にする中に、V o I P、メッセンジャーサービス、あるいはウェブベースEメールというものが含まれると。そして、こちらの4条2項のところを少しだけごらんいただきますと、ほかのサービスに付随して提供されるものに対しても適用されるということで、さまざまなサービスの中に個人間のコミュニケーションを可能とするサービスが含まれている場合が該当しますが、これはあまり今日は言及するところはございませんけれども、EECCの定義とは、この点で全く同じではなくなっている。若干ePRのほうが、eプライバシー・レギュレーションのほうが広いといった差異も、この2つの指令、規則（案）の中には存在するところを、少し言及させていただきます。

7ページをご覧いただきます。そして、電子通信データの保護というのがどのようになっているかといいますと、5条は原則として電子通信データは秘密とすると。本規則が許容する以外は、こういった処理というものは許容されない。

そして6条、電子通信データの許容される処理ということで、まず1項でもって、電子通信データ全体の処理というものも示しておりまして、まさにこれは業務に必要な、通信の伝送に必要な場合、あるいはセキュリティを維持・復元する場合、技術的なフォルトやエラーの発見に必要な場合ということ。そして、メタデータとコンテンツの処理それぞれにつきまして、2項、3項で規定がなされておりまして、メタデータに関しては、サービス品質の適合に必要な場合、そして課金、相互接続料金の算定、不正利用の検知等々に必要な場合。そして、1つまたは複数の特定された目的のためにエンドユーザーが同意した

場合。そして、電子通信コンテンツの処理に関しては、一段高い規制が置かれておりまして、通常の一般的に利用されるサービスに関しまして、エンドユーザーが同意した場合、あるいは匿名データでは実施できない1つ以上のサービスに本人が同意した場合で、かつ監督機関と事前協議を行った場合といったことが想定されているところでございます。

次に8ページのほうをご覧くださいますと、これがエンドユーザーの端末に保存、関連した情報の保護といったところでございまして、1項におきまして、端末処理及び記憶機能の使用及びエンドユーザーの端末機器からの情報収集が禁止される。例外として、伝送するために必要な場合、そしてエンドユーザーが同意を与えた場合、そのほか要求した情報社会サービス、つまり様々なインターネットサービスの提供に必要な場合ということ。それから、オーディエンス計測、つまりウェブアナリティクスに関しましても一定程度の許容をするといったところがなされているところでございます。

2項におきましては、これは主にWi-Fiの追跡ですとか、あるいはBluetoothトラッキング等々に関わるところでございまして、端末からemitされた情報の取得は原則的に禁止した上で、接続の確立に必要な場合、あるいはエンドユーザーがそれを最小化するため、あるいは停止するために必要な情報が、一種のオプトアウトの形で通知される場合に許容されるという形で規定されていたところでございます。

一番最後のところでは、上記に関連して、プライバシーリスクが極めて低い、あるいは存在しないというふうにした場合、例えばセッション管理クッキー等々に関しましては許容するものだというふうに変更して言及されているところでもございます。

9ページをご覧くださいます。ここでまさに同意とプライバシー設定という形になっておりまして、こちらのほうは様々、特に閣僚理事会の議論等々で4a条という形で、少し前のほうに置き替えられるところかと思うのですけれども、前提として、この中で出てくる同意というものは、GDPRにおける同意の定義を全体として適用するということ。そして、2項におきまして、同意はネット接続を可能とするソフトウェア・アプリケーションの適切な技術設定により行うことができるということで、まさにここはlex specialisというところなのかなと思います。

6条の同意は、いつでも撤回が可能ということで、これはGDPRの原則にのっとったものでございますけれども、そのリマインドにかかわる規定というのも置かれているところであります。

9ページ、下のほうにいただまして、10条というのはまさにプライバシー設

定のための情報と選択肢の提供ということで、インターネット上の情報の検索や表示を含む電子通信を可能とするソフトウェア、これはブラウザ等が想定されているところでございますけれども、それがインストールをする場合にプライバシー設定というのをしっかり提供しなければならない。そして、それについての同意を得るといったようなことが規定されている。この設定でもって、活用といったようなところを含めて、端末情報の利用というものを簡易に設定していこうといったようなところであろうかと思えます。

そして10ページにさせていただきますと、こちらに関しまして、欧州のデータ保護当局の合議体として構成される、今はEDPBという名称になっておりますが、これが去年の4月時点で当初案に対して出した意見。ここで本規則（案）に関して主な議論になっている論点といったふうなところが幾つか見てとれるかなと思えます。

まず、端末の物理的追跡をGDPRと同等の保護にすることということで、先ほどのオプトアウトのような許容というものは、これは適切ではないのではないかとといったようなこと。それから、コンテンツとメタデータを分けて規律していることでございますけれども、やはりメタデータというのも非常に機微な情報を通信のデータとして含むものでございますから、これはできるだけ同等の保護にすることが望ましいのではないかとといったようなこと。

そして3番目に、ブラウザのプライバシー設定。これは当初案ですと、もともと単なるオプション提供という形になっていたわけでございますけれども、GDPRのプライバシー・バイ・デザインというところとあわせまして、デフォルトで追跡拒否とするということ。

それから、4ポツ目に関しましては、ウェブサイトやサービスへのアクセス条件として追跡を求めるトラッキング・ウォール、まさに広告等でビジネスをしているウェブサイトやサービス等に関しましては、それを条件にしてしまったら、これは自由に与えられた同意に値しないということで、明確に禁止することを求める。

そして、ePRは、特別法という位置づけであるのですけれども、GDPRの保護を下回らないようにすることを全体として主張しているといったようなことございました。

そして、11ページ。こちらは先ほど申しました欧州議会のLIBEという委員会での修正事項。これもおびたしい様々な改正の提案がなされているところでございますけれども、主なところを幾つか挙げさせていただきますと、1つはまさに先ほどのArticle 29の要請に対応する形で、トラッキング・ウォールに関しては原則として禁止するという

方法をとった。そして、アクセス解析に関しても、ある程度要件を厳格化するという方法をとった。

そして、物理的追跡の保護強化というところに関しましても、エンドユーザーの同意がちゃんとあるか、あるいは統計目的で利用するといったところに限られる。そして、これも先ほど言及しましたところで、デフォルト設定による追跡拒否といったようなことが、英語で抜粋しているところのように新しく挿入されたといったところがございます。

そして、次の12ページにいていただきまして、このほかにも非常にさまざまな、特に閣僚理事会のほうで議論があるところではあるのですけれども、産業界サイドのほうから言われている主な論点、残された論点というところについて、若干紹介をしたいと思います。

1つは、やはり規則全体として、通信データの利用に関して、あるいは端末情報の利用に関して、原則同意という形をとっている。これというのは、まさにGDPRでは、同意という法的根拠のほかに正当な利益 (legitimate interest) や契約の締結・実施に必要な場合が認められており、これは同意以外のデータの処理が相当程度広くとられているところについて、やはり特に事業者の側からは、こういった同意以外の方法というのをある程度柔軟に使えるような仕組みが必要なのではないかといったようなことが言われているところでございます。

ただ、これはやはり全体としてconfidentiality of communicationにかかわるところでございまして、EDPSとか、先ほどの29条作業部会、あるいは市民団体といったようなところというのは、現在の同意原則を、eプライバシー分野については堅持すべきなのではないかという主張をしており、ここはかなり議論が激しいところかと。

それから、M2M通信。機器間通信ですとか車車間通信等、本人が直接あまりかかわるわけではない情報の伝送等々に関しましても、それは今回かなりの程度含まれてくるだろうということに関しまして、相当程度例外というのを設けるべきではないかといったようなところが、IoT関連団体等からも出されているところです。

それから、やはり特にウェブ全体のビジネスモデルにかかわるところに関しましては、トラッキング・ウォールをある程度許容をしてもよいのではないかといったようなこと。

そして、4つ目に関しましては、プライバシー設定というものをブラウザに頼ることによりまして、例えばホワイトリストに含まれるために、実質数社によって寡占されているブラウザの事業者というところに、かなりの程度、ある種ゲートキーパーとしての力が集

まってしまうのではないかという、逆効果というところもある程度指摘されているところ
でございます。

以上が、駆け足ながらeプライバシー規則（案）につきましての、現況の大まかなご紹介
という形になりましたが、13ページ以降、その他利用者情報の保護に関連するその他
の制度整備というところで、簡単にご紹介させていただければと思います。

14ページにいていただきまして、現在ヨーロッパのさまざまな規制改革の中では、
プラットフォームに関する規律を新しく作り直していくということで、情報法制全体にか
かわるおびたしい規制制度改革の案が今、審議されているところでございます、でか
なり興味深いものも多いところなのですけれども、比較的その中で、この利用者情報の保
護というところに間接的にかかわってくるのではないかというものについてです。特に現
在、GDPR、利用者情報保護に関しましては中心の論点でございますが、電子通信プラ
イバシー規則に関しては、それは全体としてはGDPRを補完するものであるというふう
にいったときに、同じような位置づけにあるというふうに理解できるものについて、幾つ
かご紹介させていただくところです。

こちら、ネットワーク情報セキュリティ（NIS）指令というものに関しましては、2
016年7月に採択されて、5月に国内法化期限を迎えた、ヨーロッパ全体のサイバーセ
キュリティの体制を作っていくという指令でございます、これは加盟国のセキュリテ
ィ国家戦略策定、管轄省庁、あるいはCSIRTの指定といった、全体的に加盟国のセキ
ュリティ強化というところと、それから、金融、運輸等々の基幹サービス運営者のセキ
ュリティ対策とインシデント報告というところを規定しているところでございますけれど
も、この中でデジタルサービス提供者のセキュリティという新しい規定が設けられまし
て、オンラインマーケットプレイス、それからオンライン検索エンジン、クラウドコンピュー
ティングの事業者が含まれる。

これは小規模・零細事業者を対象外にしました上で、これらに関してセキュリティ対策、
インシデント報告義務を課す。これはGDPRのブリーチノーティスのほかに課せられる
ということで、そしてさらに域外企業は、域内に代表者を設置する必要というところも規
定されているところでございます。まさに社会基盤としてのプラットフォーム事業者とい
うところに、こういった観点からも、どのような在り方を求めていくのかというところで、
1つの論点にはなるかというふうに思います。

そして、15ページのほうをご覧くださいますと、こちらは紙には書いてございません

けれども、GDPRの20条におきまして、新しくデータポータビリティの権利という形で、さまざまなデータ管理者に渡したデータを機械可読な形で取り戻したり、あるいはほかの事業者に直接渡したりできるというふうな権利が新しく導入されたところでございました。

これからプラットフォーム事業者に、非常に大量のデータ、個人データを含めたものが蓄積、活用されていく中で、例えばそれを取り戻すことができ、あるいはほかのサービスにスイッチできたりするということは、まさしく利用者情報の保護というところから、プラットフォームレイヤでは大きな意味を持つだろうということで、これはこれとして非常に大きな議論がされているところではあるのですけれども、例えばデジタルコンテンツ供給契約の一定側面指令案、これもまだ今、審議されているところでございますけれども、デジタルコンテンツサービス、クラウドやSNS等々含めまして、まさに今回の射程とも大きくかかわってくるころかと思いますが、16ページに一気に飛んでいただきまして、GDPRでは個人データの回収だけを対象にしているわけでございますけれども、ユーザーがアップロードした、あるいは生成した、いわゆるUGCのようなものを含めて取り返しを可能にすることでもって、サービスのスイッチを、あるいは契約の解除というものを実質化していこうといったふうな形で、契約を規律する形での指令案というのが審議されていたりすると。これはまさにGDPRと非常にインタラクトしながら動くのかなと思います。

最後の17ページにおきましては、この観点からですと、ほかにもフランスのデジタル共和国法という全体的な改革パッケージの中で、消費法典を改正する形で、データの回収とポータビリティという新しい権利も導入されている。5月25日、GDPRと同日に施行する形で法改正を行いまして、消費者はあらゆる状況において、その全てのデータを回収する権利を有する。そして、その下にございますとおり、まさにアップロードした全てのデータ、その他スイッチングに必要なデータ、そして小規模事業者にこういったものは適用しないといったようなルールも含めて、今、運用が始まっているといったところでございます。

大変駆け足でございますが、私のほうからのご紹介は以上とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

【宍戸座長】 生員構成員、手際よく貴重なインプットをいただきましてありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。構成員の皆様から、自己紹介とあわせまして、生員構成員のご発表に対するご質問、また事務局から説明のありました検討アジェンダ（案）への具体的な追加・修正のご意見などがありましたら、時間の関係がございましたら申しわけございませんが、3分程度でお話をいただきたいと思っております。

まず、新保座長代理からお願いをし、その後、順次各構成員の方からお願いをしたいと思います。まず新保構成員、お願いします。

【新保座長代理】 慶應義塾大学の新保と申します。

2点ございます。事務局のご提案と生員先生のご発表とまとめて、検討の在り方と検討の具体例、大きく2つ項目がございまして、検討の在り方につきましては3つ項目がございまして。先に項目だけ申し上げると、1つ目は前提。制度の背景を理解した上での議論の必要性。2番目は考え方。これは規制に対する考え方。3つ目は、法令の適用、運用、執行の問題。

まず検討の在り方について、前提として、この制度の背景を理解した上での議論の必要性ということについて、今までもいろいろな場面でこういう議論がなされてきておりますけれども、今回、プラットフォーム事業者ということで、プラットフォーム事業者は、やはり大多数が国外事業者であるということから、国内における法制度の目標、法令の適用のみでは議論が十分できないと。必然的に国外の制度との比較法的視点からの検討が不可欠になると考えられます。しかし、幾度となく様々なところで国外の制度、とりわけ個人情報との関係ではEUの制度、比較法的視点から検討する機会が多いわけでありましてけれども、このときにやはり注意すべきところとしては、誤解といたしましうか見解の相違、またはニュアンスの違いという認識をきちんと前提とした上での議論が必要ではないかと思っております。つまり、その前提となる法制度の違いを踏まえた上での比較、考察の必要性。

具体的には、例えば一例として、基本的権利としての個人情報保護というのがEUのアプローチですけれども、我が国はそのアプローチとは若干違うわけではありますけれども、違うから問題があるというわけではないと私は思っております。例えば、基本的権利としての個人情報保護というアプローチではないからといって、個人のプライバシーの権利が認められていないわけではありませぬし、個人のプライバシーの権利はきちんと基本的人権として保障されるとともに、プライバシー侵害に対する救済も認められております。

一方、個人の権利として認めているEUは、プライバシーの権利を見てみると、コモ

ン・ロー上の権利として、必ずしもプライバシーの権利は承認されていないわけでありますから、結果的に制定法、または制定法を根拠とする判例によってプライバシー侵害を救済しなければならないという事情があるわけであります。したがって、プライバシーの権利を憲法上の権利及び個人の権利利益として保護しているとともに、個人情報保護法に基づく制定法を根拠とした保護をしている日本とは異なるということ、まず前提とした議論が必要だろうと。

2番目に、規制に対する考え方について、生貝先生から非常に詳細なEUの規制についての最新の動向のお話をいただきましたけれども、このEUの規制については、EUのスタンスとして厳格な制度を整備することで、そのルールを遵守する、それを要求する、強制することによって、実質的な非関税障壁としての役割も担っているという点に着目すべきではないかと。つまりEU市民、またはEU域内への事業を展開するためには、そのルールを遵守することが義務づけられるわけですから、結果的に非関税障壁としての役割も担っていると。

ただ、昨日の報道で、日米交渉で、このTAGには言及せずに、日本の非関税障壁の解消を交渉目的に掲げていることから、日本は今後、非関税障壁を設ける検討をするのかという、そこだけちょっと何か変な捉え方をされてしまいますが、そうではなくて、EUはそのようなスタンスであると。したがって、国際的なプライバシー保護の潮流との制度的調和ということについて、この事務局のタイトルで、プライバシー保護の潮流という、非常によいテーマのタイトルを挙げていただいております、個人情報保護ではなくプライバシー保護の在り方という観点からの制度的な調和を考えるべきではないか。

そうすると、法令の適用、運用、執行については、電気通信事業法に基づく規制とともに、個人情報保護法に基づく規制も可能なわけでありまして、さらに個人情報保護法の権限委任を総務大臣に行うということもできますし、個人情報保護委員会の執行・権限、これが、やはり個人情報保護法が設置されたことによって非常に大きな執行権限を、今有しているということから、これをいかに活用できるのかということが非常に大きな課題になっているのではないかと。したがって、消費者保護の観点からの規律によって、国内事業者の事業の促進、振興につながる検討、これをぜひとも行っていただきたいと。

2番目に、検討の具体例として、例えば、この事務局案に書かれていないものとしてどういうものが、これは私のあくまで個人的な意見として、例えば、国内事業者の事業の促進、振興につながる検討という観点からすると、例えばEUとの兼ね合いで調和というこ

とを考えると、例えばデータポータビリティの問題とか、データのポータビリティ性をいかに確保するのかということによって、国外の事業者が展開している事業において取り扱われる情報も、例えば、国内の事業者でもスムーズに移行して使うことができるということがあるとよいのではないか。

それから、プロファイリングに関する考え方は、逆にプロファイリングを規制すべきだという意見がありますけれども、そうではなくて、プロファイリングについては、GDPRの22条、自動的な、最終的に意思決定をするときに、プロファイリングも含めて、どういう形でプロファイリングについて考えるかと。これは原文ではソールリー・オン・オートメイト・プロセッシングと、完全に自動化された意思決定を、プロファイリングなどを含めて行うということを制限しているわけであります。したがって、プロファイリングについては、きちんとプロファイリングってそもそも何を規制しているのかということをも前提として議論すべきであると。

それから、このときにやはり欠かすことができないのは、AIとの関係における問題であると思いますけれども、AI、事務局案では一文字しか入っておりませんが、やはりAIとの関係における問題が、今後のこの議論においてはかなり大きな位置を占めていくであろうと。

最後に、同意の在り方について。EUでは、クッキーの同意が毎回出てくるわけですが、これについては、クッキーの同意ということについての考え方は、従来からさまざまな観点から考えられておりますけれども、我が国において同意のあり方とともに、個人情報保護方針、プライバシーポリシー、この位置づけを考えてもいいのではないかと。かなり形式的、形骸化した表示となっておりますので、消費者による確認措置として、例えば景表法は一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止において定めて、一般消費者の利益を保護するということで表示義務を課しているわけですが、個人情報も非常に有用かつ重要な資源、情報として使われているという現状に鑑みると、そういった観点からの検討も必要ではないかと。

以上、私からは意見であります。

【宍戸座長】 包括的に検討の範囲、検討の論点をお示しいただきありがとうございます。ありがとうございました。

以下、各構成員からご意見をいただきたいと思います。まず途中で退出されるということで、宮内構成員からご意見をいただき、その後、大谷構成員から順番に回って行って、

一番最後に先ほどご報告いただいた生員構成員から、ご質問等があればそれに対する応答も含めてお願いするということとさせていただきたいと思います。繰り返しになりますが、3分程度でご意見をいただければと思います。

ということで、まずは宮内構成員、お願いいたします。

【宮内構成員】 弁護士の宮内でございます。私はもともとはNECで情報セキュリティの研究などをやっていたので、今回は特にトラストサービスのところに非常に興味を持って参加したいと思っています。よろしく申し上げます。

コメントのほうですけれども、まず今言いましたトラストサービスの在り方で、事務局資料の26ページをちょっとご覧いただきたいと思います。ここにかなり網羅的に、こういうトラストサービスがあるというようなイメージが掲げられていると思っております。ここは是非これからも議論を進めていきたいところだと思いますが、ここに今挙げられているもののほかに幾つか重要なものがあると思っておりますので、それについて述べたいと思います。

1つは、いわゆる検証サービスというものです。例えば、電子署名のついたデータが来たときに、これはちゃんとした電子署名だよということを確認してくれるような、そういうトラストサービスでございますけれども、こういうのは今後、電子データが、例えば電子契約書等がソーシャルに出るときに、確かにこれは正しいものだとことを確認していくのに非常に重要なサービスだと考えております。

現状ですと、例えば商業登記に基づく法人代表の電子証明書でございますけれども、これが翌年になるとアドビリーダーで検証できないとか、そういうことが起こるやに聞いております。そういうことも含めて、サードパーティ、あるいは民間のほうで検証していくということももちろんあるんですけれども、一定の範囲で確認された正しい検証、こういうものもあっていいんじゃないかと思っています。

それから、ここに載っていないもののもう一つとしまして、電子署名に関しまして、最近リモート署名というものが結構取り沙汰されております。普通の電子署名は、例えばカード等自分で持っていて、自分の手元で署名するわけですが、リモート署名というのは、自分の秘密鍵等をサーバに預けて、そこにログインして証明してもらおうという方式でありまして、これが今の電子署名に比べて使い勝手がいいので、結構この先、大きく使われるんじゃないかと考えております。これのあり方というのも、EUでも、eIDASでも前文の52以降とかに書かれておりますので、これもちょっと挙げてもいいのではないかと

思っております。ちなみに先ほどの検証サービスは、eIDASの32、33条に載っております。

これにつきまして、アジェンダ案のほうにも、まず26ページの一番右下に書いてあります、eデリバリーがアジェンダ案のほうには載っていないので、是非これを載せていただきたいというのと、それから、検証サービスもリモートサービスも、このアジェンダ案でいいますと……。

【宋戸座長】 12ページですか。

【宮内構成員】 12ページですね。12ページのその他の例として、例えばリモート署名とか検証サービスみたいなものもあるというのをに入れていただけるといいかなと思っております。

これが私のメインのコメントですけれども、少し別の観点からのコメントとしまして、事務局資料の8ページ及び9ページに、特に9ページですね。レイヤとしてこれが書いてあるんですけれども、ちょっとレイヤという捉え方に私、違和感がありまして。あまりこれ、レイヤじゃないんじゃないかという気がしているんですね。例えば、ネットワークレイヤとコンテンツレイヤの間にプラットフォームレイヤが入っていますけれども、検索ですとか認証、特に決済ですとかそういうのは、別にコンテンツ、アプリケーションとネットワークの間をとりもっているものとは必ずしも限らないので、こういうカテゴリーとして見るのはいいと思うんですけれども、レイヤというのはちょっと私としては違和感を感じる表現であると思います。

一番下の端末レイヤも、端末がネットワークレイヤの下にあるレイヤなのと言われると、少し違和感があるかなと思っております。こういう意味からすると、レイヤという言い方よりも、例えばカテゴリーとか、そういうような言い方のほうがよいかなと思っております。

ちょっと時間超過したかもしれませんが、以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは、順にお願いをしたいと思います。まず、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。会社では法務を担当しております。

今回、プラットフォームサービスについて検討するということですが、プラットフォームの経済活動に関しては、今、さまざまな角度で規制の在り方が検討されておまして、例えば私の身近な事業では、金融などでも制度全体の改革、それから見直しを行う

引き金を引いているようにも見受けられるところでして、これまでの規制の枠組みを大きく変えるような転換点にいるのかなという意味で、今回の検討は非常に時宜を得たものだと認識しているところです。

生貝先生からもご紹介いただきましたように、ePRでは人対人の通信だけではなく、M2Mも含めた形で議論が先行しているということですが、これまで我が国では、電気通信事業法など、設備、機器が中心で、サービスよりも機器を中心とした通信の秘密を捉える伝統がありましたけれども、今後、IoT時代に通信の秘密そのものの定義を、やはり再確認する必要があるのではないかと考えております。何が通信の秘密に該当するかという、対象を明らかにするというのも当然ながら、規律の対象となる行為というのを、人の行為、それから事業者の行為に着目して捉えるだけではなく、階層的には機器にエンベツトされた形であれば、機器の動きということにも着目して、規律の対象となるべきもの、そうでないもの、そしてその規律の対象から外すべきものを分析していくアプローチも必要なのではないかと考えております。

また、M2Mもさることながら、やはり人対人の通信、これはePRではインターパーソンというふうに称してありますけれども、やはり人対人の通信についての通信の秘密というのも、引き続き重要性を持っていると考えておまして、今、プライバシーという文脈で、この通信の秘密を取り扱おうとしておりますけれども、やはり表現の自由ですとか、検閲されない社会ということで、民主主義を支える大原則が通信の秘密でございます。

ちょっと古い小説ですけども、『届かなかった手紙』というのが有名な小説なんですけれども、センサーが張りめぐらされている今日社会であるからこそ、より影響が大きいということも考え得ると思いますので、その点にも着目した議論が必要になってくるかと思ひます。

そして、検討に当たっての留意点ということですけども、EUなどの規制の成果というのは、間接的に我が国でもそういったGAF Aが提供する透明性レポートの形で、その恩恵にあずかっていると感ずることもありますけれども、昨今の報道にあるように、サービスの有料化が検討されて、規制コストというのを利用者に転嫁する動きということも認められるところです。担い手が民間事業者である以上、合理的な行動との帰結がそのようにつながることもありますので、規律を導入したり、執行を考える上で、市場の閉塞ということにつながらないかどうかという観点で検証していくことも必要ではないかと思ひます。

また、生貝先生のお話を聞いておまして、やはりプラットフォーム以外への影響も、e

PRはとても大きいのではないかと感じておまして、医療ですとか金融ですとか、そういったところで同意原則で対応できる部分は相当数あると思いますけれども、それで十分じゃない部分については、やはりその影響範囲というのは見ていかなければいけないと感じているところでございます。

今後ともよろしく願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 主婦連合会の木村でございます。よろしくお願いいたします。

主婦連合会と申しますのは、皆さんご存じのとおり、安全安心な暮らしを求めて活動する消費者団体でございまして、私は消費者相談室ということで、民間ではございますけれども、消費者の皆様からの相談も受けている立場でございます。特に通信に関しては、やはり皆さんわからないとか、難しい、複雑だということていろいろな相談を日々受けております。

そういったことも踏まえまして、この会に参加させていただくとき、いろいろ皆さんの声を持っていきたいと考えている次第です。通信は生活になくはならないものになってきているのですが、それがゆえにやはり当たり前前に利用しているということで、何も考えないで利用できるが一番いいのですけれども、そうもいかないで、何に気をつけたらいいのか、どうすればいいのかというところが利用者としては知りたいところですけども、複雑でなかなかわからないというところが問題だと思っています。

今回のプラットフォームというところに関して申し上げますと、自分の情報がどのように管理されているのかというのが、情報というのは見えないだけに大変不安だという声が多数ございます。報道などで最近、フェイスブックのような、実名を挙げていいかわからないですけども、SNSでいろいろと個人情報が出てきているという報道がありますが、やはり海外のプラットフォームなので、英語で書かれているとよくわからないから、どう対応していいかわからないという声も大きいですし、日本に対する対応が少し遅れているのではないかとということも、私は感じています。

2番目として、先ほど生貝先生のお話にもありましたけれども、ブラウザとかソフトのアップデートをしますと、同意しているのに、合法的なのだとは思いますが、微妙に使い勝手がユーザーから見えて変わっていて、プライバシー設定がちょっと違うんじゃないかなと設定し直さなければならないようなこともありまして、そういったことを勝手

にされているのではないかを思うことがございますので、そういったところは問題点だと思っております。

例えば、問題だなどと思ったときに、普段使っている事業者が、先ほどの事務局からのご発表でもありましたけれども、日本で事業をされていても、海外の事業者なので対応がたらい回しであったりとか、納得がいかないですとか、言葉がわからないですとか、責任をどこに求めたらいいのかわからないという声も寄せられております。それに加えて、通信は今後AIの利用ですとか、医療ですとか、教育とか、他分野とのいろいろなことに利用されると思いますので、やはりその辺もきちっとどうしていったらいいのかというところは検討していかないといけないと思っております。

それと、やはり海外事業者だけではないのですけれども、私たちが利用した料金とかそういう情報を、きちんと日本に納税ですとか適切な形で還元していただきたいと考えております。さらに先程のご発表でもありましたが、アカウント連結の問題がについて、これは大変便利ですけれども、やはりこれには不安があつて、あまりこういうことをしてほしくないという声があることもお伝えしておきます。

こういったことを踏まえまして、今後の検討は、何に気をつけて、どう利用すればいいのかということ具体的に関わりやすくしていく方向で、安全安心に利用できるように、ユーザー視点を踏まえて取り組みを進めていただきたいと思いますと思っております。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。

それでは、次に、崎村構成員からお願いいたします。

【崎村構成員】 野村総合研究所の崎村でございます。お招きいただきありがとうございます。また、大変素晴らしいプレゼンテーションをありがとうございます。

さて、3分ということなので3点ほど申し上げたいと思います。私は、アイデンティティ連携とかトラストサービスという観点の印象が強いと思うんですけれども、実はISOのオンラインプライバシー通知と同意、ISO/IEC 29184というんですけれども、これのエディターでございまして、そこでEDPB、旧29条委員会と結構密接にやっていたりします。そこでやはり問題だなど思っているのは、クッキーローによく見られるんですけれども、ディセンシタイゼーションですね。あまりにも同意を求め過ぎることによって、みんな同意を何とも思わなくなる。簡単に同意し過ぎるようになる。これは相当大的な問題だと思っております。

実はケンブリッジ・アナリティカ問題も、別にフェイスブック側にセキュリティ上の問

題があったわけじゃなくて、ユーザーが同意しちゃっているんですね。自分が同意する権利のないものまで同意できるようになっていたのが問題だと思うんですけども、同意して、それでデータが抜かれているという形になっています。

ですので、あまりにも同意に依存し過ぎるのは、やや問題ではないかと。そういった意味で、規制案の主な論点ということで、生員構成員の資料12ページにあります。同意以外の処理手段の是非ということも、是非考えていく必要があるだろうと。ただしその場合に、legitimate interestとか、あるいはコントラクトに基づく処理ということになると、データの倫理的処理であるのかどうかということの論点が非常に重要になってきます。そういった意味では、データ倫理委員会ですとか、あるいはPIAでいうところのマルチステークホルダーミーティングですとか、そういったものをきちんと活用していくということが非常に重要になると思っているのです、その点は観点にあってもいいかと思えます。

2点目。トラストサービスです。これはネットワーク効果がこの手のサービスについては非常に大きいので、相互接続性ということに大きな注意を払う必要があると思えます。今日はできていませんけれども、PSD2とか、あるいは英国のオープンバンキングなどでは、強制的に相互接続させるということが行われておりますし、eIDASもそれぞれ他国のものを受け入れなければならないということで、相互接続性の確保にしています。そういった意味で、ここを考える必要はあるのではないかと思えます。

あと、サービスとしては同意の管理サービスとか、あるいはサービス自体のセキュリティレベルですね。IoTなど、最近はInternet of Threatとかと言われるような状態になっていますけれども、こういったことをちゃんと見ていかないと、プライバシーが確保できないということになりますので、重要かと思えます。

3点目、簡単になんですけども、12ページ目に、ブラウザのゲートキーパー化というのがありましたけれども、OTTが寡占化している以上にブラウザは寡占化しています。ですので、このあたりもちゃんと考えていく必要があるかなと思っております。以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、次に寺田構成員のほうからお願いいたします。

【寺田構成員】 慶應の寺田と申します。よろしくお願いたします。私、ずっとコンテンツプロバイダーとかオンラインの広告代理店に昨年までおりましたので、どちらかといえば事業者サイドの視点というのが、この中でお話しできるかなと思っております。そ

れと同時に、ここは総務省の会議なのであまり言ったら怒られそうですが、J I P D E CのほうでPマークであったりとか、トラストであったりとか、こちらのほうの研究というのも研究員としてさせていただいております。

本日のアジェンダを見させていただいて、何点か気になるところがありましたので、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。まず1つが、プラットフォームの定義なんですけど、ここの共通理解がなかなか得られにくい状態になっているなど、今思っています。プラットフォームは実は目に見えるものとして存在しているわけではなくて、いろいろな機能をモジュール化されたものを組み合わせて、物によってはモジュール1つでプラットフォームとなる場合もあるかと思いますが、これらの組み合わせで生まれているもので、組み合わせ方によってはネットワークレイヤのプラットフォームとして取り込まれていたりとかということもありますので、見方として、機能という見方と、この機能を使ってサービスをできるようにするイネイブラとしてのプラットフォームという、プラットフォームとプラットフォームという概念は少し分けて考えたほうがいいんじゃないかなと感じています。

それから、今回の話の中では、G A F A対策であったりとか、国内のプラットフォームがという視点がどうしても入ってきてしまうんですが、実はここは難しいところで、例えば個人データであったりとか、リアルな購買データであったりとか、店舗との連携のデータ、こういったものというのはG A F Aより国内のプラットフォームのほうがはるかにたくさん持っていて詳細です。ですので、データポータビリティの話とかというのを深く考えずに、皆さん共通化にしていきましょうねというようなことを考えると、日本の中で集まった、より詳細で詳しい情報がそのまま海外の事業者に出るとということも有り得るということで、このあたりというのは、物の考え方として、機能であるとか、そういった形から見るというよりは、やはり欧米に合わせたような形で、市場支配力とかこういった視点というのをもう少ししっかりと入れていく必要があるんじゃないかなと感じています。

あと、3点目として、こういったデータの流通の部分に関して何を見るのかということをもっと少し明確にしていく必要があるだろうなと思っています。データそのものについての、例えば公平性とか真正性、完全性というような話なのか、データの取り扱い、取得とか流通、加工、こういったところにおける透明性であったりとか、公正性であるのかということをもっと少し丁寧に見ていかないと、話が途中で混線しそうな気がしています。

最後に、国際協調的なところでいくと、今回あまり出てこなかったんですが、プラット

フォーマが各国で規制されているもう一つの視点として、データローカライゼーションと
いうのがあるかと思います。政治的な部分であったりとか、市場を守るためという部分で
もあるんですが、このあたりというのは、各国ばらばらに導入されつつあるという状態の
中で、もう少し国際的な連携としての規制、いわゆるデータの自由な流通を行う陣営とそ
うではない陣営みたいに色分けされ過ぎると、それはそれでも困るんですが、もう少し大
きな枠組みで、どう連携してグローバルでデータが流通するのかという視点というのも重
要ではないかなと思っています。

私のほうからは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、松村構成員、お願いいたします。

【松村構成員】 東京大学社会科学研究所の松村と申します。よろしくお願ひいたしま
す。

まず、アジェンダ（案）について具体的に修正していただきたい点はありません。

次に、プラットフォームサービスに関する研究会というタイトルを聞いて、その後アジ
ェンダを見て正直な感想は、極めて重要な問題ではあるけれども、相当に限定された問題
というのを扱うなという印象でした。プラットフォームに関しては、例えば競争政策だと
か、あるいはひょっとしたら産業政策だとかというような観点から、山のようにいろんな
問題というのがあるわけですが、その中でプライバシーの保護だとか通信の秘密だとかと
いう、そういうところを検討する問題に絞り込んだというふうに見えました。しかし、こ
れはある意味でとても妥当なやり方、時間が限られているということもありますし、これ
は総務省が当然にやるべきことに絞り込んで、しっかりとした結論を出そうというのが妥
当なやり方だと思うんです。

一方で総務省は、プラットフォームの特徴である、例えばネットワーク外部性だとか、
あるいは両面市場というようなところに関して、あるいは競争政策、あるいはひょっとし
たら産業政策というようなところにも、多くの経験と知見を持っているわけで、これに絞
り込んだことによって、総務省がプラットフォームの問題に関して、ここにしか関心がな
いというメッセージを与えるとすると、それはとてもまずいんじゃないかと思います。

この研究会では、これに絞り込んでいるけれども、それから、そういうようなところで
あれば別の官庁、例えば公正取引委員会とかが主にやるのが自然そうだと思いますが、こ
こに関しても十分な関心を持っていて、それから能力も持っていて協力できるというよう

なことは当然だと思いますが、誤認を招かないように、ほかの場でそういうことを発信していただければというふうに思いました。

次に、この絞り込んだ問題で、きちんとした整理というのがされると、先ほど言ったような競争政策だとか、あるいは産業政策だということをほかのところでやる時にも大きな武器になり得ると思います。その点で、ここがきちんと整理されるということをととても期待しています。

一方で、ひょっとしたらうまく整理できないと足かせになるという可能性もあるというわけで、もちろんそちらを考えながらこちらの議論をゆがめるというのは筋の悪いことだと思いますが、いろんな影響があるということも考えながら、これから議論していくことになるんだろうと思います。

それから、両面市場というので、あくまで例示として出されただけですが、Cのほうでは無料で、Bのほうでは手数料を取るというのは、これは1つの例ではあるけれども、もちろんCのほうがお金を払うというようなことも当然入っているわけですね。それだけではなくて、仮にお金を払わなかったとしても、情報という非常に貴重な経済的にも価値があるようなものを提供しているという対価としてサービスを使っているというわけだから、無料だからというので規制が緩やかになってもよいということは決してないと思います。

そういう意味では、約款規制のようなものというのは当然入ってくるというようなことなんだろうと思います。消費者に著しく不利なものというようなことに関して、仮にただだとしても、もちろん一定の規律というのは服するべきだ。ただ、今回の通信の秘密だとかプライバシー保護だとかというようなことでルール化していけば、そんなことを言うまでもなく、かなりの程度保護されるということに結果的になると思うので、不要になると思います。何というか、ただだからというようなことで議論が狭まらないということ期待しています。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、次に森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 弁護士の森です。よろしくお願ひいたします。

まず、本検討会についてということですが、松村先生のおっしゃったとおりだと思うんですが、ちょっと私なりの繰り返しにならないように言い方で申し上げますと、私は本検討会は非常に重要なミッションを担っていると思っておりまして、といたしますのも、プラットフォームに関する検討会というのはあまたあると言っていいと思うんですけれど

も、その全てが、基本的にはE C、電子商取引を念頭に置いて検討しているということになります。ところが、分かりやすく言うと、G A F Aで誰がE Cかという、これは基本的にはアマゾンだけでして、そのアマゾンも全てがE Cというわけではないということです。

そうすると、注意しなければいけないものとして、例えばGとF、グーグルやフェイスブックはどうなんだということなんですけれども、これは基本的には電子商取引ではないわけです。その彼らのやっていることを正面から対象にして取り上げている検討会というのは、実は今のところ、私の知っている限り、政府においては無いわけです。この検討会は、まさにグーグルとかフェイスブックのやっていることを正面から取り上げているという意味で、非常に重要な意味を持っていると思いますし、また、これは実は非常に問題としては難しいわけなんですけれども、そういう意味で野心的であり、かつ重要なミッションを担っている、そういう検討会なのかなと思います。

アジェンダについてですけれども、私も修正していただく点というのはありません。ちょっと具体的な論点となることを申し上げますと、まず6ページをご覧くださいますと、利用者情報の分類等ということで、利用者情報をどう扱うのかということなんですけれども、いろいろ書いていただいていますけれども、やはり特に重要なものとして、先ほど生貝先生のご説明にも出てきましたが、クッキーであったりとかHTML、Java scriptのタグで収集できる情報、これをどうするのか、どう扱うのかということが重要だと思います。なぜ重要か。これを使うことによって、誰がいつ、どのウェブサイトアクセスしたかということ第三者が知ることができます。したがって、これが通信の秘密の侵害に当たる場合があるのではないかと、今回はっきり検討しておくほうがいいと思います。以前から問題としては指摘されていたことかと思いますが、もうこれに向かい合うしかないタイミングに来ていると思います。

もう一つは、位置情報ですね。位置情報に関しましては、既に位置情報プライバシーレポートを、それから電気通信事業者向けの個人情報保護ガイドラインで扱われていますけれども、これは基本的には電気通信事業者向けのものなので、基地局情報だったりということなわけなんですけれども、プラットフォームを対象として検討するに当たっては、やはりアプリで取得することのできるGPSの情報であったりとか、それから、先ほど生貝先生のご説明で出てきましたけれども、端末がemitするもの。これはBluetoothだったり、Wi-Fiのプローブだったりするわけですが、これを使って外側の機器のIDを収集して、

このIDがどういうふうに移動しているのかということ把握できるようになっていますので、これを取り上げていただく必要があるのではないかと考えています。したがって、6ページから2.の(1)のところは、具体的にはそういう問題があるのかなど。

すみません、もう1点。先ほど崎村さんがおっしゃいました、同意の問題ですね。これが当然、同意を求め過ぎであるという問題があるかと思えます。これは非常に難しい問題で、同意がとりにくいから、legitimate interestにいけるのかということ、なかなかそんな話ではないのではないかと私も思っておりますし、またやはりこれは、GDPRでそうであるように、ハードローの制限なわけですから、なかなか事業者側で、これは我々にとってlegitimateと言えるだろうかとか、そういうふうに検討していただくような性質の問題ではないということです。したがって、もし同意がとれないのならば、それは取得できない。日本の法律でいうならば、これはユーザーにとっては理解できないような構造で取得される。したがって、同意がとれないというのであれば、それはもしかすると個人情報保護法17条の適正取得義務違反になるということがあり得るのではないかとということかなと思います。これがアジェンダの2.の(1)についてです。

もう一つは、アジェンダの10ページ、11ページの域外適用のところなんですけれども、これは私は全くここにお書きの問題意識と寸分変わらず同じ問題意識を持っておりますので、特に申し上げることはありません。

資料2-1の24ページをご覧くださいますと、最初のポツで、現在日本において利用されるプラットフォームサービスについては、主たる拠点が日本国外に存在するものがある。それから、3ポツのところで、太字になっていますけれども、電気通信事業法においては、原則として域外適用に関する規定はないということになっていますが、やはりイコールフットィングを実現するために、同じ資料2-1でいいますと22ページですかね。ここにGDPRの域外適用規定、一番下の行ですね。地理的適用範囲というところ。地理的適用範囲掛けるGDPRの列をご覧くださいますと、②のところがいわゆる域内に拠点が無い場合ということで、いわゆる域内に所在するデータ主体に対する商品またはサービスの提供に関する個人データの処理。いわゆる域内で行われるデータ主体の行動の監視に関する処理ということで、いわゆる域内の人の商品サービスを提供する、いわゆる域内の人を監視する場合には適用されるということになっていて、人にどう影響があるかということベースに規定されているということです。これは我が国の個人情報保護法にも同じような域外適用規定がありますけれども、その方向性としてはこれであろうということ

す。

最後に生貝先生に2点ちょっとご質問をさせていただきたいと思いますが、最初にご説明いただきましたePRの定義の中で、5ページだったですかね。電子通信データなんですけれども、電子通信データには、ウェブサイトの閲覧のような、公開されているデータについてのリクエストのようなものは含まれないというふうに聞いたことがあるんですけれども、それが果たして本当でしょうかということを、教えていただければと思います。

それからまた、legitimate interestで申しわけないですけれども、12ページをご覧くださいますと、ePRは、基本的にはlegitimate interestはだめよと。同意でこいといっているわけですが、今年の5月にヨーロッパ・データ・プロテクション・ボードがステートメントを採択していると思うんですけれども、その中でも繰り返しlegitimate interestはだめよと、同意よといっているんですけれども、これは議論が続いているけれども、EDPBとしては同意しかだめだと強くいっているのか、それとも単なるePRの解説にすぎないのか、どちらなのかなと思っていたんですけれども。このlegitimate interestについて、もし何かその後の動きがありましたら教えていただきたいと思います。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、山口構成員からお願いいたします。

【山口構成員】 山口でございます。東京大学大学院情報学環で情報法・政策を担当しております。

本研究会で取り上げるトピックは、既に皆様からご指摘があったとおり、グローバルな規模での政策形成や制度整備に向けた動きの中で、日本法ないし日本政府の立ち位置をどこに見据えるかという大局的な議論ともかかわる、極めて重要なものと受け止めております。

様々なご意見や観点があるとは思いますが、時間も限られていますので、私からは、本研究会資料をさしあたりの前提とした上で、検討アジェンダ(案)(資料2-2)の具体的な修正として、主に3点を、資料2-2におけるとりあえず1~2ページの「背景」に基づいてご提案いたします。

第1点目は、資料2-2の1ページの、黒丸の3つ目の3行目における「基本的人権」—この用語をめぐるのは奥深い議論があるところですが—について、「基本権」に

してはいかがでしょうか。といいますのも、いわゆるEUチャーター（Charter of Fundamental Rights of the European Union）をEU基本権憲章とする訳語も定着してきているかと思えます。

第2点目は、その次の黒丸の2行目における「プライバシー」について、これは本研究会の検討対象・範囲にかかわりますので、現時点ではやや広めにして、プライバシーの後に「・個人情報」を入れておくとよいと思います。その理由に関して、詳しくは、資料2-2の2ページのところで説明します。

第3点目は、2ページの一番上の黒丸の「さらに」から始まる1行目における「オンライン上の偽情報」について、「偽」の前に「フェイクニュース・」を入れて、「オンライン上のフェイクニュース・偽情報」としてはいかがでしょうか。としてはいかがでしょうか。その理由として、ここに記されているEUでの「ハイレベル専門家グループ」が「設置」された際の名称としては、たしか「フェイクニュース」がかなり前面に出ていたと思います。最終的な報告書では、「偽情報」ーディスインフォメーション(disinformation)ーが主となっていたと思います。また、この修正提案のもう一つの理由として、このページの最後の黒丸のところの上から3行目において「・オンラインニュース配信事業」として、ニュース配信という用語が初めて出てきますところ、そうであると本研究会での検討課題として一般的なニュースに関する課題も含めたかなり広い射程を持ち得ることになりますので、ここは事実に基づく一定の制約をつけておくとよいと考えました。なお、そもそも本研究会での検討の射程をどこまで広げるかというご判断については、お任せします。

先ほど挙げた第2点目の修正提案に戻りまして、この2ページ目の黒丸の2つ目のところについても、「プライバシー」の後に「・個人情報」を入れてはどうかと思います。その理由についてもう少し説明をしますと、EUにおけるいわゆるeプライバシー指令(Directive)をRegulationとする規則案のタイトルにはpersonal dataという用語も入っています上に、本研究会で既に幾度もご指摘があったように、いわゆる「同意(consent)」概念の在り方を具体的にどのように規定するかということが、もちろんEUの一般データ保護規則(GDPR)等の関連制度と日本の個人情報保護法制との比較考察も含めて、本質的な論点となり得ると思いますので、ここは「個人情報」の保護に関する課題も明示的に含める形で本研究会の検討アジェンダの射程を広げておくと、提案募集の際に多様な意見が集まって、より立体的・総合的に、今後の方向性が見えてくるのではないかと考えています。さらに、本研究会の配布資料の「開催要綱」(資料1)における「3 検討事

項」の（１）には「通信の秘密、プライバシー情報等」として「等」が入っていますので、ここで「個人情報」を加えても「開催要綱」を修正する必要はないと存じます。

このほか、ついでながら、この資料１の「開催要綱」との関係で、資料２－２のアジェンダ(案)への私からの修正提案について、補足説明をいたします。「開催要綱」における「３検討事項」の（１）が先ほどのeプライバシー規則案に絡めたOTT関連の議論、そして、（２）がトラストサービス関連の議論、さらに、（３）の「その他」として、「アジェンダ(案)」への第３点目の修正提案に関する、フェイクニュース・偽情報に係る「オンラインニュース配信事業」関連の議論が入るのかと思い、全体的な構成を整理するという意味でも、最小限度の手直しとなるように、以上の３点の修正をご提案申し上げました次第です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、最後に、生貝構成員からでございますが、先ほどご質問もありましたが、ちょっと時間を超過しておりますので、手短にお願いできればと思います。

【生貝構成員】 ありがとうございます。それでは、ご質問のお答えと、それから詳細を含めてという形で手短にまいります。

まず、森先生からいただきました、電子通信メタデータの位置づけ等につきましては、正確なところを調べた上でお答えさせていただきたいと思いますが、１つは、まさしく先生ご言及されていたとおり、クッキー等のトラッキングによる、どこのページを見たかといったふうな情報というのは、まさしくある種のconfidentiality of communicationであろうと。これは新しい規則（案）ですと少し構成が変わっているんですけども、現行指令、２００２年から今まで続いている指令の中ですと、confidentiality of communicationの５条の（３）として、クッキーを含めたterminal equipmentの利用というものが含まれていると。もともとヨーロッパではそのように考えてつくっていたところであり、だからこそ、おそらくそういうところを含めてlegitimate interestのような、広めるものというのはなかなか受け入れ難いのではないかと、私自身想像するところであり、まさしく検討のテーマとしては非常に重要なところかなと思いました。

それで、こちらの検討アジェンダについても私のほうで、少し具体的な修文というわけではないのですが、まさしくアジェンダの中の５ページの下半分でお示しいただきましたところに該当するヨーロッパのプラットフォーム政策に関する総合政策の文書に基づき、ここ２年間ほど、まさに非常におびただしい数の法改正というものがプラットフォ

ームに焦点を当ててなされているわけでございますけれども、その中に幾つか全体を貫く原則といったものがあるのですが、わけても自主規制、共同規制等のソフトローアプローチを用いたルール作りを全体として重視していくということを非常に強くいっているところでございます。

ご承知のとおりこの分野、やはりハードロー、あるいはそれ以外で大きな枠組みをつかって、その中の具体的な部分につきましては民間事業者の中で自主的なルール、あるいは半自主的なルールというものを作っていかざるを得ない。ただ、ヨーロッパもずっとその方法論をとってきたわけではありますけれども、今回、プラットフォームになると事が完全に外国事業者でございますので、その背景となる法の適用等に関しましては、これから作るものを含めて域外適用を前提としてやっていくということを背景にして、自主・共同規制アプローチというものをとっている。例えば事務局参考資料の一番最後で教えていただきましたような、フェイクニュース、ディスインフォメーションのコード・オブ・コンタクトというの、まさにフェイスブック、グーグル等々、主要なグローバル事業者を集めて、そこで実質的なルールをつくっていただくための取り組みというものをやっている。あるいは、非個人データのポータビリティに関しても、今、非個人データを対象とした別の規則（案）の審議が進んでいるところでありますけれども、あれも欧州委員会が主導して、そのスタンダード作りのためのフォーラムをつくって、実質的なルールをつくるとしている。

あるいは、そのほかにもまさに先ほど崎村先生からご言及いただいた、僕の資料の12ページの4ポツのところの、ゲートキーパー化というところでございますけれども、あれも実質的なルールはやはりグローバル事業者のほうで作られるようになるだろうと思えます。おそらくこのプラットフォームエコノミーにおいては、法というのは一義的には国家のほうにあるというよりは、まさにプラットフォーム事業者自身がつくり、運用していくものであり、そのスタンダード作りというものにいかに国家がアプローチしていくかということが、やはり基本的な手段にならざるを得ないのではないかと。

また、データポータビリティに関しても、グーグル、フェイスブック、マイクロソフト、ツイッターの4社でデータトランスファープロジェクトという、データモデルと、それから、API共通化のためのスタンダードづくりというのを、今大規模に始めているところでございます。あるいは例えばそういったディスインフォメーション1つとっても、日本で何かルールを作るというふうになったときに、直接規制をするわけにはいかないのです

けれども、EUのようなフォーラムを日本でもまた別に1個つくるかという、おそらくそうはならないのだろうなといったときに、ヨーロッパ法とアメリカ企業によって進められる、こういったプラットフォーム分野における今までの意味とは違った実質的なスタンダライゼーションに、我が国がこれまでとってきた自主・共同規制アプローチというのがいかに普遍的に対応可能であるかといったことが、実質的にこれは全体を貫く大きな論点になるのかなと思って、文書を読ませていただいたところでもございました。以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

時間を超過しておりますが、私のほうから、今までお話を伺ったことをちょっとこういうふうに受け止めたということで、大きく3点お話をさせていただきたいと思います。ごく手短かに申し上げます。

1点目は、プラットフォームの捉え方についていろいろございますけれども、先ほど事務局からお話がありましたように、レイヤないし機能の垂直分離というものを作り出して、機能利用者にとって豊かに提供されるような、そういう産業構造、市場構造を作り出していつてくれている。自由かつ多様な情報流通の社会基盤として、プラットフォームの活動が重要な役割を果たしてきている。今後も引き続きそうであり、日本の社会の在り方にとって、これは非常に重要な方々、あるいは重要な事業としてここで検討するのだというのが、まず確認しておきたい1点目でございます。

2点目で、ここでの検討が個人情報、プライバシー、また通信の秘密という観点からいろいろ検討させていただくわけでございますが、これは私の理解するところでは、やはり通信の秘密というのは、プライバシーだけではなくて、インターネット上の自由な情報の流通、表現の自由、あるいは国民、利用者、社会の構成員が、安全安心に通信を自由に利用できる、いわばそういう客観的な通信制度を保障する、こういった機能を担ってきたものだというふうに思っております。

そうだといたしますと、いわば今後も社会の基盤となる通信、あるいは電気通信事業全体として考えたときに、その信頼性というものを確保する。eIDASのようなお話というのも、この検討の延長線上に当然出てくるのかなと考えたところです。

そして3点目ということで、この2つの話の合流する点でございますけれども、今後も社会基盤として重要な役割を果たしていく、電気通信事業、あるいは電気通信事業と類似したところにあるプラットフォームサービスについて、その適正、あるいは合理的な運

営を我が国として、国民に対してしっかり担保する、保障するという観点から、ここでの検討をしていくということになるんだろうと思います。

その際、やはり利用者の視点に立って検討していくということ。もちろんそうなると、利用者情報の話がまずは全面に出てきますけれども、産業政策であったり競争政策であったり、言うまでもないことですが、消費者保護政策との有機的な連携を見ながら、まずは利用者情報の観点からの検討が、前面にここでは出てきているということであるでしょうし、また、法執行の在り方についても、個人情報保護委員会のハードローの執行との連携、また今、生員構成員からお話のありましたような、事業者の方々のソフトロー的な規律と、国家法、あるいは国家的規律との関係、こういったことについて幅広く検討していく。また、これからお話しいたしますが、いわゆるパブリックコメント、提案募集の中で、様々な方々からご意見をいただきたいと考えておるところでございます。

ということで、様々ご意見をいただきました資料2-2、検討アジェンダ（案）につきましては、本日のご議論を踏まえ、事務局において修正した上で、ちょっと急ぎになりますが、明日10月19日から31日までの間、提案募集を行うこととさせていただきたいと思っております。この資料2-2の修正につきましては、今いただきましたご意見を踏まえまして、私の一任とさせていただいて、募集させていただきたいと思っておりますが、ご了解をいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

最後に、本研究会の当面の進め方について、事務局からご説明をお願いいたします。

【岡本消費者行政第二課企画官】 資料4をご覧ください。当研究会は、上段の特別委員会と歩調を合わせる形で進めてまいります。提案募集の結果もあわせて、またヒアリングも交えながら、論点整理を行っていただく予定でございます。

また、次回会合は11月5日で調整しておりますので、別途事務局からご案内をいたします。

事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

以上で、「プラットフォームサービスに関する研究会」第1回を終了とさせていただきます。本日は、お忙しいところをご参集いただき、ありがとうございました。